

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長 清水 聖義

| | | |
|-------------------|---|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 太田市 (205) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 強戸地区 【成塚町・西長岡町・菅塩町・北金井町・天良町・石橋町】 (北長岡、西長岡、菅塩町、北金井町、成塚町、天良町) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年3月14日 (第2回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は米麦の地帯として一団の農地が形成され、区画も整理されている。しかし南北の農地が高速道路や幹線道路により大きく二分されている。

また地域によっては農地の筆ごとの高低差や水路等の老朽化も散見されているため、規模拡大や農地の集約化を阻害している要因もある。特に農地の交換や集約については当事者間の合意形成が不可欠であるが、高齢化等により地域住民同士や農家同士の交流が減少し、農地利用に支障が発生しないか懸念されている。

当地区は八王子丘陵周辺の裾野に位置しており、里山としての側面がある。この里山地帯にある周辺の農地については不整形で小規模に存在しており、耕作が非常に行いにくい。またイノシシ等の獣害により、農作物に対する直接の被害だけでなく、水路が潰されてしまう農業インフラに対する被害も確認されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の高齢化や担い手不足により、農業者の減少や荒廃農地の発生が懸念されていることから、外部からの農業法人や若手農業者の参入によって地域の農業コミュニティーを維持する必要がある。また次世代の農業者に対して、地域特性や過去にどのような営農を行っていたのかという情報を活発に交換する新たな人的交流を行うことで、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

八王子丘陵周辺に存在する農地についても、営農条件の悪さや獣害について考慮しながら地域としてどのように利活用するのか地域の農業コミュニティーで合意形成を図る。

その一方で菅塩町では生産量は少ないが、非常に質の高い米が収穫される。希少性の高い農産物と太田強戸サービスエリアが地域内に立地している強みを活かす事で地域ぐるみのブランディングの可能性を模索する。交通利便性を考慮し、体験型観光農園等の新しい農業形態についても検討を行う。

s

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 341 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 341 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。また農業法人の参入についても地域で検討し、遊休農地や耕作放棄地等の解消に向けて地域での議論を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、行政・農業委員会等の関係者間で協力体制を構築しながら担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した水路機能の更新を段階的に進める。また農地同士の高低差の解消や農業用機械を導入しやすい区画の整理等についても地域の実情を踏まえた中で実施していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業法人や新規就農者の受入について、地域の農業コミュニティを活性化するために必要な事項として検討する。また過去の営農情報や地域特性について情報を交換する機会の創出を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|------------|--------------------------|--------------|--------------------------|----------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> | ① 鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ② 有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③ スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④ 輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤ 果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦ 保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧ 農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨ その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

ハクビシン・アナグマ・イノシシ等の獣害については農地保全だけでなく住環境整備のため、捕獲による頭数調整が必要である。また遊休農地の利用等によって里山内におけるゾーニングを実施し、有害鳥獣が住民の生活エリアへの侵入を防止する。